米原市国民健康保険税率について(答申)

当協議会は、市長から諮問を受けた米原市国民健康保険税率の改定について、市当局から説明を受け、慎重な審議を行い、以下のとおり答申する。

結 論

令和5年度米原市国民健康保険税の税率については、基金の保有状況等を踏まえ、県が示した標準保険料率と現行税率の乖離幅を基金で調整し、保険料水準統一に向けた調整期において被保険者に合理的な根拠を示しうる伸びとなるよう税率を引き上げる。なお、税率については、県内市町との保険料水準統一までの社会経済状況の見通しが困難な折において、今後とも医療の高度化等により医療費の伸びが予想される一方で、被保険者数の大幅な減少が見込まれる中、安定した国民健康保険運営に向けた将来的な見通しをもとに継続的に精査し、税率の激変を可能な限り抑制することが望ましいと考えられる。

審議内容

説明

- ・国民健康保険事業費納付金および標準保険料率の算定過程
- ・米原市の標準保険料率(仮算定)と前年度標準保険料率および現行税率との比較
- ・米原市の標準保険料率(仮算定)が前年度に比べて減少した要因
- ・県内の国民健康保険を取り巻く状況
- ・令和5年度標準保険料率への対応(案)
- ・基金等の余剰財源の取扱い

意 見

令和5年度の国民健康保険税の税率について、県が示す標準保険料率が現行税率に比べて大幅に増加した中、市当局の提案では、可能な限り引上げ幅を抑制し、標準保険料の単年度伸び率の推計値(3%)に抑えることとし、医療給付費分は引き上げ、後期高齢者支援金分、介護納付金分は現行税率を据え置くこととしている。また、税収の不足分には国民健康保険事業基金を充てるものとしている。

当協議会としては、物価高騰をはじめ社会経済状況の不透明さ等を受けて、基金の活用を視野に提案された税率案に対し一定の理解をする。しかしながら、今日、国保財政運営の都道府県単位化に伴い、保険料水準の統一を目指して示された税率と比較して、現行税率には大きな開きがあり、統一に至るまで、毎年度、税率の上昇は避けられないと考える。

基金は被保険者に遅滞なく還元していくことが望ましいと考えられるが、今後、社会経済状況の見通 しが困難な状況において、後年度に国民健康保険税は被保険者にとって急激な負担増とならない上げ幅 とすることも望ましいとも考えられる。

市当局においては、今後の税率の設定に当たり、第2次滋賀県国民健康保険運営方針を踏まえた上で、令和6年度以降の保険料水準の統一までのスケジュール等を見通しつつ、適切に対応されたい。

なお、審議の過程における委員からの意見等を踏まえ、付帯意見として以下を付け加える。

付帯意見

- ①今後想定される税率の上昇について、滋賀県下の保険料水準が統一するまでの将来的な見通しや、 県の国民健康保険運営方針、県内市町の動向等を踏まえつつ、計画性を持って継続して検討を行い、 被保険者の理解を得られるよう、わかりやすく広報すること。
- ② 基金および繰越金といった剰余金について、将来的な保険税負担の高騰緩和や医療費適正化の取組等、国民健康保険財政の安定化に向けた活用を図ること。
- ③ 医療給付費分の令和5年度の標準保険料率は、令和4年度と比較して大幅に高い伸び率となったことは、令和4年度において前期高齢者交付金の減少や医療費の増嵩に対応するために県において剰余金を大幅に活用されたことが一因であるため、国の動向等を把握し、確固たる見通しを持った提示をするよう、県に要望すること。
- ④ 今回、市当局から示された資料は仮算定によるものであり、今後、改めて県から示される本算定による標準保険料率に基づく保険税率の改定に当たっては市当局において精査の上、適切に対応すること。